

第 5990 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 7月 3日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 印紙税の取扱い

**Q**：印紙税の取扱いについて、何か注意しておくことはありますか？

**A**：次のような点に注意してください。

### 【解説】

印紙税は、契約書や手形、領収書など一定の文書に対して課される税金です。

改正などで注意しておく点は、次のようなところ です。

- ①平成26年4月1日以降に作成された「金銭又は有価証券の受取書」は、記載された受取金額が5万円未満のものは非課税となっています。
- ②「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」のうち一定の要件に該当する契約書の印紙税について、平成32年3月31日まで軽減措置が採られています。
- ③印紙税を納付しなかったときは、納付しなかった印紙税の3倍（自主納付を申し出たときは1.1倍）の過怠税が課されます。また、消印をしなかったときは、その消印しなかった収入印紙の金額と同額の過怠税が課せられます。
- ④印紙を間違っ て貼って印紙税を納付した場合は、その文書を所轄税務署に持参し、一定の手続きをとることによって、印紙税の還付を受けることができます。
- ⑤収入印紙は、最寄りの郵便局で1枚につき5円の手数料を払えば、他の額面の収入印紙と交換することができます。

